公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告15号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
浜松市板屋427番地の７
竜光株式会社（抵当権者）

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

①　従前の土地
磐田市二之宮字浅間南1747番１
宅地352.39㎡　基準地積556.46㎡
２番　仮差押　全部

②　換地処分後の土地
磐田市二之宮浅間２番11　宅地389.30㎡
全部

③　土地所有者
磐田市二之宮1747番地の１　早馬　健郎

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それら静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第16号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
浜松市伊左地町4841番地
野島　八郎（抵当権者）

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

①　従前の土地
磐田市中泉字東町551番４
宅地172.72㎡　基準地積176.72㎡
２番　所有権移転仮登記　全部

②　換地処分後の土地
磐田市中泉一丁目４番１
宅地156.75㎡　全部

③　土地所有者
磐田市中泉551番地の４　市川　義則

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それら静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第17号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
浜松市松城町539番地
斉藤　貫二（抵当権者）

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

①　従前の土地
磐田市中泉字東新町200番11
宅地132.23㎡　基準地積135.29㎡
１番　抵当権　全部
権利価格8,831,808円

②　換地処分後の土地
磐田市中泉三丁目８番17
宅地101.10㎡　全部
権利価格8,831,808円

③　土地所有者
浜松市中泉197番地２　青山　敬子

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それら静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第18号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
浜松市千歳町99番地
昭和商事株式会社（抵当権者）